

65歳以上の高齢者の方

15歳以下の児童がいる世帯の皆さまへ

## 座間味村物価高騰対策くらし応援給付金 のご案内

### 給付金を受給するためには手続きが必要です。

- 本給付金は、座間味村の住民基本台帳に記録されている者で、65歳以上の高齢者に対し、**3万円**・15歳以下の子がいる保護者に対し、**子一人につき2万円**の支給となります。※本給付金は、「物価高騰対策給付金に係る差押え禁止等に関する法律」により、所得税等の課税及び差押えの対象とはなりません。

#### 給付金の支給額

65歳以上の高齢者 : **3** 万円  
15歳以下の子がいる世帯 : **2** 万円 / 人

#### 給付金の支給時期

座間味村が確認書を受領した日から1ヶ月前後が目安です。

#### 支給対象となる世帯

令和7年10月31日以前から座間味村にお住まいの世帯で下記条件を満たす方  
 ・座間味村内に住所を有する65歳以上の方  
 ・15歳以下の子がいる保護者

#### 座間味村から確認書が届きます。

※一部申請が必要な場合があります  
令和7年12月中旬より発送します。

#### 申請期限 :

**令和8年1月9日（金）**

オンライン又は郵送・窓口にてお手続きをお願いします。

#### 申請方法について

##### ●オンライン申請

座間味村から届く確認書に電子申請フォームのQRコードよりお手続きをお願いします。

##### ●窓口申請

確認書をご記入の上、役場住民課窓口又は阿嘉・慶留間出張所までご提出ください。

お問い合わせ

座間味村役場 住民課 給付金 担当  
098-896-4045  
受付時間 平日9:00～17:00

給付金等の「**振り込め詐欺**」や  
「**個人情報の詐取**」にご注意ください！